



島根県報

令和2年9月25日（金）

第 144 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業休止の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定施術機関の施術所の名称及び所在地変更の届出	（ " ）	3

【公 告】

固定局10局線量率計更新業務の事業予定者を決定するための提案競技の実施	（原子力安全対策課）	3
砂利採取業務主任者試験の実施	（河 川 課）	6

告 示

島根県告示第573号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年9月25日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
とよだ内科頭痛クリニック	出雲市渡橋町370-3	令和2年8月1日

島根県告示第574号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年9月25日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
とよだ内科頭痛クリニック	出雲市渡橋町370-3	令和2年8月1日

島根県告示第575号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年9月25日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
社会福祉法人 やまゆり	出雲市佐田町一窪田 1961番地5	第一号訪問事業	やまゆり訪問 介護事業所	出雲市佐田町一 窪田1961番地5	出雲市佐田町 八幡原262番地	令和2年5 月1日

島根県告示第576号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年9月25日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人 雲南市社会福祉	雲南市三刀屋町三刀屋 1212番地3	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴	好老センター 訪 問入浴介護事業所	雲南市掛合町掛合 1310番地	平成22年3月31日 平成24年3月31日

協議会		介護			
社会医療法人 仁寿会	邑智郡川本町川本383 番地1	通所リハビリテ ーション 介護予防通所リハ ビリテーション	仁寿診療所ながひ さ	大田市長久町長久 ハ24番地2	令和2年6月30日
社会福祉法人 恩賜財団 済生 会支部 島根県 済生会	江津市江津町1016番地 37	第一号通所事業	白寿園	江津市江津町1110	令和2年3月31日

島根県告示第577号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年9月25日

島根県知事 丸山達也

事業者		休止する事業	事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会医療法人 仁寿会	邑智郡川本町川本383 番地1	訪問リハビリテ ーション 介護予防訪問リハ ビリテーション	仁寿診療所ながひ さ	大田市長久町長久 ハ24番地2	令和元年11月1日

島根県告示第578号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関の施術所の名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年9月25日

島根県知事 丸山達也

施術者の氏名	実施する事業	施術所の名称		施術所の所在地		指定年月日
		変更前	変更後	変更前	変更後	
和泉 隆宏	柔道整復	はりきゅう接 骨院 姿勢堂 出雲院	はりきゅう接 骨院 姿勢堂 安来院	出雲市小山町 633-1	安来市安来町1903 -5 イドマチビ ル1番館102号	令和2年8月1日

公 告

固定局10局線量率計更新業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和2年9月25日

島根県知事 丸山達也

1 提案競技に付する事項

(1) 件名及び数量

固定局10局線量率計更新業務 一式

(2) 仕様

固定局10局線量率計更新業務に係る提案競技要求仕様書による。

(3) 期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(4) 提案価格の上限額

33,440,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4 機械器具類」小分類「(3)理化学機器」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間、配布場所及び配布手続

ア 配布期間

令和2年9月25日（金）から同年10月23日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎6階） 島根県防災部原子力安全対策課原子力安全対策第二グループ

ウ 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部

(3) 担当者届 1部

- (4) 提案書提出書 1部
 - (5) 提案書 8部
 - (6) 見積書 1部
- 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先
- (1) 提出方法
郵送又は持参による。
 - (2) 提出期限
ア 4の(1)から(3)までの書類については、令和2年10月23日（金）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）
イ 4の(4)から(6)までの書類については、令和2年11月4日（水）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）
 - (3) 提出先
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県防災部原子力安全対策課原子力安全対策第二グループ
電話 0852-22-5698 F A X 0852-22-5600
電子メール gen-an@pref.shimane.lg.jp
- 6 提案競技に係る質問書について
- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること（F A X又は電子メールによる質問書の送付も可とする。ただし、その場合においては、着信を電話により確認すること。）。
 - (2) 質問提出期限は、令和2年10月9日（金）午後5時までとする。
 - (3) 提出先
5の(3)に同じ。
 - (4) 質問に対する回答は、令和2年10月16日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対しF A X又は電子メールにより通知する。
- 7 提案競技参加資格確認審査結果の通知
- 提案競技参加資格確認申請者に対し、令和2年10月28日（水）までに、郵送にて通知する。
- 8 選定方法
- (1) 既存可搬型モニタリングポスト更新等に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い契約予定者を選定する。
 - (2) 評価については、以下の項目について、特に重点的に審査する。
 - ア 機器の性能及び機能
 - イ 据付調整の確実性
 - ウ 保守及び障害対応の妥当性
 - エ 経済性
 - (3) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じて審査委員会によるヒアリングを行う。
 - (4) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
 - (5) ヒアリングの日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。
 - (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
 - (7) 審査経過については、公表しない。
- 9 提案の無効に関する事項
- 次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき。
- (7) 提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と協議を行い合意の上、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。

12 問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

- (1) Name of goods and quantity to be acquired : 10 Complete scintillation detector Sets for Environmental Monitoring Stations
- (2) Contract period : From the contract date to March 31, 2021
- (3) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. November 4, 2020
- (4) Contact : Nuclear Power Safety Policy Division, Department of Disaster Prevention, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan
TEL : 0852-22-5698

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

令和2年9月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 試験の日時

令和2年11月13日（金）午前10時から12時まで

（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。退室は試験開始40分後から終了10分前まで認めるものとし、退室時には、答案用紙を提出することとし、再入室は認めない。）

2 試験会場

大田市大田町大田イ236-4

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」 3階研修室

3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 提出書類

(1) 受験願書（所定の様式）

(2) 写真2枚（うち1枚は、受験票に貼り付けること。）

（手札形（縦8センチメートル、横6センチメートル）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）

(3) 受験票（所定の様式）

5 受験手数料

7,600円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けること。

6 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、隠岐支庁県土整備局島前事業部、各県土整備事務所、県土整備事務所各（土木）事業所又は島根県砂利協会

7 受験願書等の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

8 受験願書等の受付期間

令和2年10月12日（月）から同月23日（金）午後5時15分まで

なお、郵送の場合は、令和2年10月23日までの消印のあるものに限り受け付ける。

9 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

10 合格発表

試験結果は、令和2年11月30日（月）に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに県河川課のホームページ（<https://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載する。

電話等による照会には、対応しない。

11 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理グループ（電話0852-22-6783）に照会すること。